

きわみ 働きやすい職場「ひなたの極」認証制度

～企業(事業所)のワーク・ライフ・バランスに取り組んでみませんか～



宮 崎 県 認 証

仕事と生活の調和の実現に向けた職場環境づくりを
積極的に行っている企業や事業所のうち、特に優れた取組成果が認められる企業などを
「働きやすい職場『ひなたの極』」として宮崎県知事が認証する制度です。

「働きやすい職場『ひなたの極』」企業として認証されると、次のような優遇措置があります。

- 県主催の就職面談会、企業ガイダンスへの優先参加、企業ガイドブックへの優先掲載
- 清掃・警備保障業務の競争入札参加資格者名簿登録の審査における加点
- 物品等の競争入札参加資格者名簿登録における印刷業の審査加点
- 宮崎県中小企業融資制度での優遇措置
- みやざき犬の優先的派遣
- 商談会等の情報提供
- 宮崎県育児復帰時奨励金 ※詳細は裏面をご覧ください。

〈対象企業等について〉

宮崎県内に本社又は事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う事業主(国及び地方公共団体を除く)が対象です。(令和7年4月からは、法人のみでなく個人事業主も対象としています。)ただし、以下の全ての要件を満たしている必要があります。

1. 労働基準法、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の関係法令を遵守するとともに、それら法令に則した就業規則等を整備していること。
2. 過去3年間に於いて、法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。
3. 国税、県税及び市町村税並びに労働保険料の滞納がないこと。
4. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

◆認証基準改正について(令和8年4月1日から)

既存項目の変更点

- ・ **労働時間の評価基準**：「法定時間外・法定休日労働時間の平均」を「所定外労働時間(法定休日含む。)の平均」に変更(月45時間未満の条件は維持)
- ・ **育児に関する休暇の対象となる子の年齢**：「小学校就学の始期に達するまで」から「小学校3年生終了時まで」に変更
- ・ **メンタルヘルス対策**：相談窓口の設置に加え、「全常用労働者への年1回以上のストレスチェック実施体制の整備」を加点要件に追加
- ・ **治療と仕事の両立支援**：具体的な対応方法に関し、「相談窓口設置」のみの加点を廃止し、具体的な制度措置が講じられている場合に加点
- ・ **特定の外部認証(くるみん等)に加えて加点対象となる取組**：「会社独自の表彰制度と実績」を加点対象に追加※令和8年度以降の新規申請における、認証や取組がない場合の「斜線対応」は廃止

〈廃止項目〉

- ・ 年次有給休暇の計画的付与制度の導入と実績



働きやすい職場「ひなたの極」認証までの流れ

①申請書の提出(随時)

必要書類を添付して雇用労働政策課まで

②審査(現地確認)

申請された内容について確認を行います

③認証書の授与

※申請から認証まで3か月程度かかります
※認証の有効期間は3年間です

審査項目

働き方(休み方)見直しに
関する取組と実績

●所定外労働時間削減に向けた取組
●年次有給休暇取得促進に向けた取組等 6項目

育児・介護休業制度等の
整備状況と実績

●育児、介護休業等の取得状況
●育休取得者等が職場復帰する際の
フォローアップ体制の確立状況等 9項目

その他

●「仕事と生活の両立応援宣言」の実施状況
●メンタルヘルス及び各種ハラスメントに対する
相談窓口の設置状況等 9項目

認証基準(令和8年4月1日現在) ※法令遵守が前提です。

該当する審査項目の **総得点の割合が85%以上** であることかつ、
以下①、②のいずれか及び③を満たす必要があります。

- ①常用労働者の所定外労働時間が、毎月勤労統計調査における県平均値の
「全産業・事業所規模5人以上：7.1時間」と「該当する産業・事業所規模」の
いずれか高い方と比べて低いこと
- ②フルタイム労働者の年次有給休暇取得率が50%以上であること
- ③下記の審査項目のうち、どれか1つを満たしていること
 - ・所定外労働時間の平均(フルタイム労働者の最大月が45時間未満)
 - ・所定外労働時間の平均(常用労働者の平均が7.1時間未満)
 - ・年次有給休暇の取得率(10日以上有給休暇が
付与されている労働者の年次有給休暇取得率が70%以上)

※詳しくは県ホームページをご覧ください。



令和8年度 宮崎県育休復帰時奨励金

仕事と育児を両立しやすい職場環境整備の促進を図るため、従業員の育休からの職場復帰に際し、国の「両立支援等助成金(育児休業等支援コース)」における「職場復帰時」の助成金支給を受けた認証企業に対して、県が奨励金を支給します。

宮崎県育休復帰時奨励金支給までの流れ

①国の両立支援等助成金 育児休業等支援コース (職場復帰時)の支給決定

②申請書の提出

必要書類を添付して雇用労働政策課まで

③審査

申請された内容について確認を行います

④奨励金の支給

※申請から支給まで1か月程度かかります

主な支給要件

- ①「働きやすい職場『ひなたの極』」の認証企業であること
 - ②令和6年4月1日以降に、宮崎労働局から両立支援等助成金育児休業等
支援コース(職場復帰時)の支給決定を受けた者であること
- ※その他の要件は、県ホームページをご覧ください。

申請期限

国の両立支援等助成金の支給決定を受けた日の翌日から起算して
6か月以内、かつ、令和9年3月12日まで

支給額

15万円 ※第2子以降の出産に伴う育児休業は5万円加算

申請書類

- ①申請書兼請求書 ②同意書 ③「ひなたの極」認証書(更新書)の写し等
- ④両立支援等助成金 育児休業等支援コース(職場復帰時)の支給決定通知書の写し
- ⑤振込先口座の確認書類(通帳の写し等)
- ⑥第2子以降の出産である旨の証明書類 ※該当する場合のみ
- ⑦その他、県が必要と認める書類

※申請書類①、②の様式は県ホームページ(右記)からダウンロードできます。

※詳しくは県ホームページをご覧ください。



宮崎県商工観光労働部 雇用労働政策課 労政福祉担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

☎0985-26-7106

ひなたの極

検索